

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより 《第21号》

<発行> 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 (事務局)さいたま市浦和区仲町 2・13・8

定期総会のご報告

平成 22 年 5 月 29 日 (土) 第 6 回定期総会が、「さいたま市民会館うらわ」にて開催されました。議決権のある正会員 900 名、定足数 450 名に対して、出席 44 名、委任状 296 名、書面表決 162 名、合計 502 名で、総会は有効に成立いたしました。

ご来賓には、ご多忙中にもかかわらず、埼玉県福祉部高齢介護課長 奥沢信一様、埼玉県医師会会長代理 埼玉県医師会常任理事 山崎 博 様、埼玉県歯科医師会地域保健部副部長 三木 昭代 様、埼玉県薬剤師会副会長 膳亀 昭三 様、埼玉県介護福祉士会会長 平木 久子 様、埼玉県老人福祉施設協議会会長 金子 伸行 様、埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会副会長 北村 徹 様、埼玉県社会福祉協議会研修開発部長 遠藤 訓夫 様、浦和大学客員教授 黒澤 貞夫 様、当協会 前理事長 谷口 清和 様にご臨席いただきました。

埼玉県福祉部高齢介護課長 奥沢 信一 様、埼玉県医師会常任理事 山崎 博 様にはお祝辞を賜り、温かい励ましのお言葉をいただきました。誠にありがたくお礼申し上げます。



福祉部高齢介護課長
奥沢信一様からご祝辞頂く



埼玉県医師会常任理事
山崎博 様からご祝辞頂く

引き続き第 1 号議案から第 7 号議案まで上程され、

1 号議案・・・H 2 1 年度事業報告	2 号議案・・・H 2 1 年度決算報告
3 号議案・・・H 2 2 年度事業計画案	4 号議案・・・H 2 2 年度予算計画案
5, 6 号議案・定款第 30 条、39 表決権に関する件	
7 号議案・・・定款第 20 条顧問に関する件	

審議の後、採決に移り、賛成多数により全議案が採択されましたのでここにご報告いたします。早速、当協会の総意を挙げて、新年度事業に取り組んで参ります。会員の皆様のさらなるご支援・ご協力をお願いいたします。

文責 事務局

基調講演要旨

介護保険制度のこれから

東京大学名誉教授 大森彌氏

介護保険制度の骨格を構築され、現在も社会保障関連の部会、分科会のメンバーとして活躍しておられる先生の立場から、今後の介護保険制度についての心配ごとを中心にオープンな雰囲気でご講演をいただきました。誌面に掲載しきれないほど多くの思いをお話いただきました。

——講演要旨——

介護保険制度の設計にかかわり、長らく埼玉県に暮らしていることもあり、前職の土屋知事の時に県の介護保険審査会の会長としてお手伝いした。現在は、知事さんが代わったこともあり県政との関わりは無くなったが、新聞報道をみるかぎりでは、埼玉県庁が問題なことをやろうとしているのではないかと心配している。後で取り上げるが、1 点目は、特養の個室ユニットと多床室の合築を認めようとしていること、もう 1 点は、要介護認定の簡素化を主張していることであり、介護保険制度が本来目指したものを崩しかねないと憂慮している。

今回の講演では介護保険に関する細かい背景について取り上げないが、一言で述べると「人口減と高齢化が同時進行している未曾有の状況」になっている。縁あり介護保険制度の立ち上げをお手伝いすることになったが、制度検討に際しては、現場を訪ね現状把握に努めると共に、自分自身が高齢になった時にサービスを受ける立場としてのイメージを膨らませた。そのような立場で考えると、制度の理念と目標が見えてくると思っている。

○2012 年同時改定（プラス改定）に向けての財源確保

新政権の長妻厚労大臣は、所信表明において、介護保険を「少子高齢化社会での共助」として位置付け、「介護保険等については、介護職員の待遇改善に引き続き努め、介護職員の負担増大に

つながっている申請事務の繁雑さの解消していくこと、介護施設については今後3年間で定員を16万床増加させ、過去3年間の2倍のペースを保つように取り組むこと、訪問介護に関しても現行の利用者115万人を増加させ、訪問看護の体制整備にも努めていくこと、介護サービス、医療的ケア、生活支援サービス、高齢者用住まいの確保を含めた多様なサービスを包括して提供する地域包括ケアシステムの構築に努めていくこと」を指摘した上で、「2年後には介護報酬と診療報酬の同時改定を迎えます。介護と医療の融合的改革に向けて取組を始めます。」と述べている。

小泉政権以降の政権が社会保障の予算を削減した結果、介護報酬カット等につながったが、新政権ではこれを転換した。しかし、一方で増税をやらないとっており、いくら無駄を省くとして仕分け作業をやっても、国庫からの財源捻出には限界があるため、介護費用を賄っていくためには、介護保険料と利用者負担に跳ね返らざるをえない。新政権がどういう判断を下すことができるか気がかりである。実際には、先般の報酬料3.0%アップを政治判断でやったように保険料を上げないで報酬を上げようとする事になるとすれば、更なる国庫負担の増額が発生する。

○要介護認定見直しの動き

介護保険制度では、医療保険と異なり、適切な介護を受けるため、また、個別のケア・ニーズに伴う青天井の支出を避けるため、市町村が要介護認定を行う仕組みを採用している。この仕組みについては北欧等も見習おうと勉強にきている。

しかし、一方で要介護認定の廃止をとる人がある。要介護認定を廃止すると誰がその役割を担うかの問題があり、ケアマネジャーにやらせようという議論も出始めている。要介護認定は、全国的に公平で客観的なものでなければならず、利用者のクレーム等にも対応ができる必要があるが、結果として、ケアマネジャーに過酷なことを押しつけることになる。要介護認定制度が廃止されれば介護保険制度は全面崩壊する。

要介護認定を抜本的に改定しようとする動きの他に、「今の要介護認定は複雑で費用がかかり過ぎる」という、その手前の議論もある。現在の仕組みは、エビデンスに基づき、支給限度額、すなわちサービス受給権を保証する仕組みであり、特に問題が起こっているわけでない。しかし、厚労省が調査項目を変え、それだけで現場が混乱した。現行の7段階を例えば3段階に簡素化すればという意見があるが、これを行うと現実には大混乱になる。このようなことを言う人はどんなに善意に満ちていても混乱を起こすだけであり、英語で「イノセントギルティ」といわれてもしかたない。

○特養建設をめぐる動き

この問題は近く分科会が開かれ議論することになる。要介護高齢者にとって、特養は終のすみかになっており、人がその人らしく暮らすため、将来的には全て、「プライバシーが守られた個室と共用スペースによって入所者に対する個別ケアを実現する」個室ユニットで構成することを基本にし、新設は個室ユニットに限定している。しかし、大都市を中心に高齢者が増大し、もっと施設を作ってほしいとの要望がある。多床室と個室ユニットの合築を認めてほしいという要望が事業者からも出ており、いくつかの自治体では、個室ユニットと4人部屋の多床室を合築してもよい通知を出した。背景には、生活保護者をはじめとした低所得者が個室ユニットに入れない、

施設の待機者が増えていることがあるが、このことに関する自治体の国への申し入れに対し、現在は、国の方では個室ユニット型で踏ん張っているのが現状である。

気がかりなのは、新政権が推進している地域主権改革との絡みがあることである。これから出される地域主権戦略大綱では、現在国が法律で決めていることを、できるだけ、県、市町村の条例にゆだねていこうとしている。そのこと自体は問題ない。特養建設の問題に当てはめると、居室面積は法律で規定されて「従うべき基準」となるが、居室定員は「斟酌すべき基準」として条例でゆだねられる。国は個室ユニットでいくといっているが、自治体は自分たちで決められる、という、悩ましい議論になっている。地方分権改革が、現在よりも利用者にとって望ましい方向に向かわなければ、何のための分権化かわらなくなる。ぎりぎりの妥協案として、個室ユニットは維持するが、居室面積に関し、現行の13.2㎡を多床室と同水準の10.65㎡まで減らし、このことで、建設費を安くし、利用者負担を下げるのが考えられるし、私もそう思っている。

この案件と介護報酬の議論が今回のポイントになる。エビデンスに基づいて介護費用と介護報酬を計算・検討するが、保険料が上がる可能性が高い。保険料か国庫支出かの議論もあり、月当たり保険料支払いとして5000円を認めてもらえるかがポイントで、本当の意味で社会保険方式が今後とも維持できるかどうか岐路に立っている。

○介護予防の見直しと生活援助の位置付け

要支援のケアマネジメントをケアマネジャーの業務から切り離し、地域包括支援センターにもっていった。その結果、地域包括の主として保健師さんがケアプランを作ることで満杯になっており、本来の地域包括に期待した仕事ができない状況になっている。地域包括の負担を軽減させ、ケアプラン作成の業務をケアマネジャーに戻すことも考えられるが、もう一つの案として、生活援助が中心の要支援を、介護保険の外、社会福祉に出す案もある。かつての「虚弱老人」を介護保険制度の対象に入れてしまったので、難しいが、地域福祉としてやるべきという意見も多い。介護保険が導入されたために、このような領域から、市町村は引いてしまった実態もあるが、市町村の担当者の中には、車の両輪としてがんばろうとしているところもある。改めて市町村が地域福祉にどのように実現するか、その財源をどうするかを検討する時期にきているのではないか。介護保険と地域福祉を切り分けることは難事だが、介護給付費分科会の前の介護保険部会で検討してもらいたい。その検討結果を受け取って介護報酬を決めることになると思う。

○専門家を養う仕組み

介護保険制度を構築したときの重要なことが3つある。「介護の社会化を図る」、「介護サービスの専門職業化を実現する」、「全ての世代が支え合う社会保険化を図る」ことであるが、今後、その中でも専門職業化がもっとも重要であると思っている。これを実現しないと、個人と家族ができないことを支援し、家族を守る仕組みを作ることができない。介護保険にふさわしい質の良いサービスを保証するためには専門家を育成し、それにふさわしい処遇をしていく必要がある。この一点でも、次期改定の介護報酬はアップではないかと考えている。

今回、私の意見を素直に述べにきた。ご批判があれば、メールアドレスを公開しているので意見を欲しい。

第3回研究大会

総会に先立って、第3回研究大会が開催されました。今年度のテーマは

大会テーマ

『 創 造 』

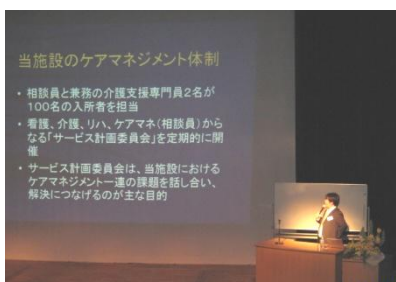
創造（そうぞう）とは、新しいものを産み創り出すことであります。創作や発明、あるいは新しい考え方など、オリジナリティの強いものに対し使うことが多いようです。

利用者の自立支援を図る独創的なケアプランも当然該当します。したがって、日常業務でこなす身近こともテーマに該当いたします。

今回発表された4演題の概要を掲載いたします。

§-1

アセスメントツールの開発 -V-ast 試作版の開発経過-



介護老人保健施設ビッラ・ベッキア

サービス計画委員会 内海 巨史

1. 開発の目的

アセスメントツールとして包括的自立支援プログラムを使用していたが、問題点として、

①作業量が多い ②アセスメント以外の活用度が低い ③生活の課題の導き出しが難しく、時には恣意的になる危険性がある 等が挙げられる。これらの問題点を解決するため、当施設のサービス計画委員会で新たなアセスメントツールの導入を検討した。様々な既存のアセスメントツールを検討したが、満足のものを見つけることができなかった。このため、新しいアセスメントツールを自分たちで開発することになった。

2. 開発コンセプト（基本的な考え方）

課題分析標準項目に準拠すること、包括的自立支援プログラムに比べ作業量が同等もしくは少ないこと、調査情報は認定調査を基本とすること、シートではなくツールであること、エクセルで扱えること、ICFを取り入れること等を開発のコンセプトとした。

3. アセスメントツールV-ast（ブイアスト）の試作版の完成と使用開始

基本情報、調査情報、ICFシート、アセスメント結果の4部構成かなるアセスメントツールV-astの試作版が完成した。（Villavecchia Assessment and Suggestion Tool）

この特徴は

①課題分析標準項目に準拠 ②調査情報の項目は認定調査の 74 項目+14 項目 ③生活の課題となりそうな 20 領域ごとに課題としての重要度を自動的に 4 段階評価・提案 ④ICF の 6 つの領域に情報が自動的に入力・表示 ⑤居宅でも施設でも利用可能 ⑥エクセルで操作できるため扱いやすくカスタマイズしやすい（希望のものに作り変えやすい） ⑦栄養ケアマネジメントのスクリーニングとアセスメントを内包している ⑧要介護認定一次判定の推計結果が出る 等の機能がある。

本アセスメントツールを平成 21 年 5 月より試用を開始し、アセスメントツールとしての使用はもちろんのこと、入所判定会議の資料として、他のケアマネへの引継ぎの資料として等のさまざまな用途で試用している。

4. 課題と今後

生活の課題となりそうな 20 領域とその 4 段階評価に、科学的根拠または統計的な検証がなされていないので、統計的な検証を行うため、現在データを収集している。

5. おわりに

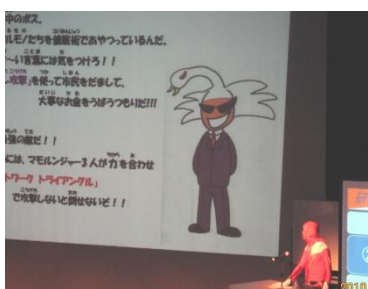
大変だったが、ここまで何とかできちゃったという感想。自分のスキルアップにも役立った。時間は『ある』『ない』ではなく、作るもの。皆さんも何か『創造』して欲しい。

S-2

包括支援センターの PR 活動 <ほうかつ戦隊 マモルンジャー>

春日部市第 7 地域包括支援センター 伊藤 衛

1. はじめに



平成 18 年の介護保険改正において、「介護予防」「総合相談」など、「地域住民が住みなれた地域で生活ができる」ために創設された「包括支援センター」だが、市民にとってはその知名度はまだ低い。春日部市が第 1 号被保険者に対して行ったアンケート(平成 20 年 3 月)では、『あなたは「地域包括支援センター」を知っていますか?』に対して、**知らない**と回答された方は、実に **53, 2%** であった。

そこで春日部市で「包括支援センター」の知名度を上げるために行った取り組みと、その成果について報告する。

2. 企画のポイント

約 5 万人が参加する「市民福祉まつり」に包括支援センターとしてブースを持ち、市民に PR するために、5 つのポイントを挙げた。

- ①来客者に興味をもってもらおう。
- ②ブースの中を覗いてもらう。
- ③パンフレットを受け取ってもらう。

- ④受け取ったパンフレットを捨てずに持ち帰ってもらう。
- ⑤包括支援センターの業務を覚えてもらう。

3. 企画

『包括支援センター』で働く職種や、その業務を覚えてもらうために

- ① 「包括支援センター」の3職種を「マモルンジャー」として設定。
 『ケアマネレッド』（主任ケアマネジャー）
 『シャフクブルー』（社会福祉士）
 『ナースピンク』（看護師・保健師） 衣装も着用してPRした。
- ② 「包括支援センター」が行う業務を、7体の「ワルモノ」として設定した。
 『フリコメ★サギ(振り込め詐欺)』 『テントー虫(転倒)』 『ビョウキング(病気)』
 『メタボン(メタボリックシンドローム)』 『トジコーモリ(閉じこもり)』
 『ギャックタイタン(虐待)』 『認邪(認知症)』



4. 結果

当日 5 時間で、1000 人以上の市民と交流することができ、多くの方に「マモルンジャー」と「包括支援センター」を知ってもらうことができた。

5. 考察と今後の課題

- ・包括のPRとして非常に良い企画だった。
- ・「マモルンジャー」は知ってもらえたが、「包括支援センター」を知ってもらえたか疑問が残る。今後は「包括支援センター」の仕事や役割を知ってもらうために、どのようにしたらいいか考えていく必要がある。

§-3

～明日に向かって～ 独立型居宅の ケアマネジャー達の歩み



アイビー居宅介護支援事業所 杉田まどか

今回はサービス事業所を持たずに、ケアプランの作成を業務の中心にしているいわゆる独立型居宅介護支援事業所の「独立開業したケアマネジャーたちのスキルアップの姿」について紹介いたします。

① 目的と組織

私たちの会のメンバーは主任介護支援専門員を含め、看護師、高齢者分野の介護職・障害者分野の介護職、栄養士、社会福祉士等の経歴を基礎にケアマネジャー資格を取得した9名です。

「なぜ独立型でやっているのか」「困った時の処理はどうやっているのか」などの情報交換をきっかけに近隣の市町村から自然に集まり今に至っています。

「独立型居宅」であればどなたでも参加できる会となっており、いつも顔をしかめて難しい話ばかりをするのではなく「大変だけど楽しいよね」をモットーに明るく元気よく笑い声たっぷりに話をしています。

② 勉強会の運営

通常は月に1回給付管理が終わった10日前後に毎月集まっています。参加はもちろん強制ではありません。

この集りの中で昨年度は「複数事業所連携事業」に応募し5回の勉強会を開催することができました。この事業は「小さな事業所が健全に事業を続けていくために、事業所が相互に協力して企画した研修や勉強会などを国が支援する補助事業」です。

第1回：H21.10月「認知症および認知症の介護について」

第2回：H21.11月「倫理及び法令順守とプライバシーの保護」

第3回：H21.12月「居宅介護支援事業者に送るメッセージ」

第4回：H22.1月「適正な帳票類の作成」

第5回：H22.2月「居宅のリスクマネジメント」

③ 結果と考察

今回の事業では当初「独立型の居宅」を対象にする勉強会として企画を行ないました。しかし、折角の勉強会であるので、途中から声をかける範囲を拡大してみようとの意見が仲間からもありました。私たちの出発点である「独立型」という形態にこだわりを持ち、勉強会の案内を在宅サービスの単独事業所限定にして声かけを行いました。その結果、参加希望者が増え、最終的には「学びたい人が学ぶ」という場になり、広がりある事業となったように思います。毎回ごとにアンケートやヒアリングを行い意見も頂く事が出来ました。

私たちはこの事業を通じ、ケアマネジャーとして、また居宅の経営者としての基礎を学び福祉に携わる者としての責任の重たさ、職務の大切さを再認識しました。さらには、他職種の方との意見交換によりケアマネジャーに求めている動きや現場の声も聞くことができ、地域を超え他職種の方と話をする場の大切さを実感しました。

§-4

JICA CTOP プロジェクト短期専門家としての活動報告



埼玉県介護支援専門員協会 理事 長谷川 佳和

前号の広報誌に内容を掲載しておりますので、今回は割愛しました。



第1回会員表彰

総務部長 渡邊良夫

平成12年4月から介護保険制度が施行され、はや10年経過しました。その間介護支援専門員は介護保険制度の要として、常に現場の最前線に立ち、利用者の立場になって、自ら率先して行動してきました。

希望に燃えて取得した資格で、夢を持って仕事に就き、一生懸命働いて、少しでも社会に役立てればという思いで「介護支援専門員」という職業を選択した人が多いと思います。

しかし、仕事量の多さ、制度改正、報酬の低さ等により、途中で去っていく優秀な介護支援専門員を沢山みてきました。

その姿を見るにつけ、果たしてこのままでよいのか？ 自問自答し、やはり、今後の日本を考えたとき、このままではいけないという思いが募ってきました。

「まじめに仕事している人が社会から評価される」そんな社会であって欲しい。この思いから、特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会に、【表彰規程】を提案し、今回第一回の表彰が出来ることになりました。今後とも継続してみなさんの目標になれば嬉しい限りです。

栄えある第1回受賞者

藤田 千恵子 様

受賞理由

医療施設、特別養護老人ホームでの経験を糧に、ケアマネジャーとして実務に携わり、利用者のよりよい生活支援に努められた。関連する任意団体の設立に関与するなど、幅広く活躍されている。地域では研修の講師や各種の調査員として福祉関連事業の質の向上に貢献された。

柴田 由理子 様

受賞理由

介護保険スタート時からケアマネジャーとして、利用者の生活支援に携わり、当協会の会員の相談に応じたり、各種調査員としての活躍、研修会講師を務めケアマネジャーの質の向上に貢献された。



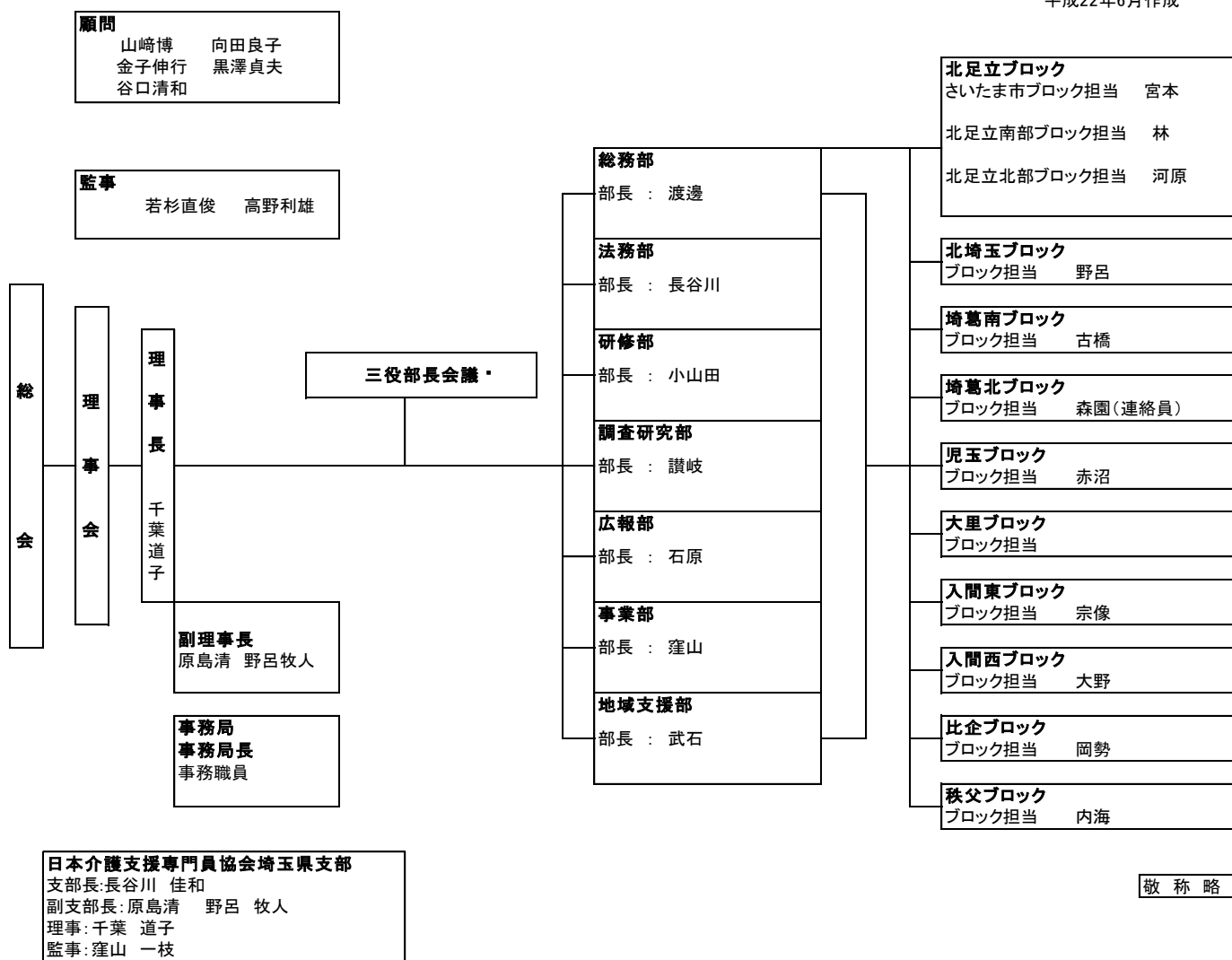
平成22年度 特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会 組織体制図

今年度の当協会の運営体制に関する組織図です。皆様の積極的なご支援・ご協力をお願いいたします。

お問合せ先は下段にお示ししておりますので、ご連絡いただければ担当者への連絡をさせていただきます。

平成22年度 特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会 組織体制図

平成22年6月作成



お問合せ先
特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2・13・8
TEL 048・835・4343 FAX 048・835・4344
Eメール jn.kcx_vau.nd@palette.plala.or.jp

日本介護支援専門員協会埼玉県支部だより

定期総会の結果報告

日時 : 5月29日(土) 17:05から17:20

会場 : さいたま市民会館うらわ

内容 :

総会の成否

5月29日現在、会員数191名、総会参加者 21名、委任状提出者 118名
合計118名

よって、総会の定足数を満たす出席者数となりましたので総会が成立いたしました。

議長の選任

長谷川支部長より議長に山本隆雄を推薦し、総会参加者の承認を得た。

決算案・予算案・新年度役員候補案の審議

第一号議案 : 「平成21年度収支案」、

第二号議案 : 「平成22年度予算案」、

第三号議案 : 埼玉県支部規約 17条(総会の要件に関する件)

止む得ない事情により総会に出席できない会員は、書面、ファクシミリもしくは電子メールによる委任状をもって出席したことをみなす。

3議案を一括して審議後採決され、賛成多数で承認されましたのでここにご報告いたします。

総会終了後、長谷川支部長から、会員数の増加に向けて、一層ご協力の要請がありました。あらためて、お友達等にご紹介いただければ幸いです。

求人情報当協会ホームページ掲載について(お知らせ)

「埼玉県介護支援専門員協会ホームページ」への求人広告掲載についてご案内いたします。

求人広告掲載にお申し込み頂くと、審査後ホームページに掲載されます。ホームページの掲載期間は、お申込み確認後より3か月となっております。

掲載に関する基準

- ・当協会は職業安定法による職業紹介の許可を受けていないため、職業紹介・斡旋については行うことができません。そのため、求職者への問い合わせ等については団体・企業の責任において行なって下さい。

万一、トラブル等が発生した場合でも、本協会は一切の責任を負いかねますので、予めご承知願います。

- ・申し込みがありましたら、掲載用紙を送付いたしますのでご記入の上、メールにて返送ください。
- ・求人職種：介護支援専門員、主任介護支援専門員、社会福祉士、MSW
- ・提出された内容について修正をもとめる事があります。
- ・同一事業所の掲載は、3ヶ月です。連続6ヶ月はできません
- ・費用：ア. 10,000円
イ. 賛助会員からの依頼は、掲載料は無料となります

掲載手続

1. 協会事務局へメールにてお申し込み下さい。掲載用紙を送付いたします。
2. 求人広告を実サイズで作成し、広報局会報編集部へE-mailにてお送り下さい。
3. 事務局にて内容について確認後掲載の是非をお知らせいたします。
4. 広告掲載を確認後、内規に照らし事務局より請求書を送付致します。
内容をご確認の上、指定口座へのお振込をお願い致します。

法律に係る 困りごと相談室

定期に法律相談日を設けております。お気軽にご相談ください。

相談員 : 当協会顧問弁護士 田中重仁先生

相談日 : 9月24日(金) 10:00 から 12:00 です。

会場 : ほまれ会館(当協会の事務所)

申込書式は、HPからダウンロードしてご使用ください。不明な点は当協会事務局にお問い合わせください(個人情報は厳守いたします)

なお6月度は2件の相談がありましたのでお知らせいたします。

賛助会員コーナー

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・あいえん株式会社 | まごころサポートセンター |
| ・社会福祉法人 育心会 | 悠久園居宅介護支援センター |
| ・中央法規出版株式会社 | 東京営業所 |
| ・社会福祉法人和光福祉会 | 居宅介護支援センター |
| ・社会福祉法人東秩父村社会福祉協議会 | 居宅介護支援事業所 |

(敬称略)

ご支援ありがとうございました。

《受付順、掲載の許可いただいた事業所のみ掲載しております。掲載は2回しております》

会報「埼玉ケアマネだより」広告など掲載募集のご案内

広告等の掲載をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。案内書類をご送付いたします。

掲載費用:一回当たり、A4版紙面を基準として

紙面の1/2 20,000円 紙面の1/4 10,000円

紙面の1/8 5,000円

上記金額は賛助会員の場合、一般の場合はこの金額の1.5倍になります。なお、原稿内容により、掲載できない場合もありますことをご了承ください。

事務局からのお知らせ

1. 未使用総会出欠はがき回収について

皆様のご協力により、総会が滞りなく終了しましたことに対し感謝申し上げます。
さて、標記の出欠はがきは毎年 400 枚以上は未使用です。おそらくどこかにねむっていることと推察できます。これを返却いただければ、切手換算 2 万円強に相当するものと考えられます。皆様の貴重な会費から購入しているものです。ぜひとも、研修会の機会等にご返却いただきたくお願いいたします。もちろんプチ CO2 対策でもあります。

2. 埼玉県からのお知らせ

福祉部福祉監査課から、【埼玉県の介護サービス事業所に係る実地指導のポイント】お知らせがあります。広報誌に同封しましたのでご確認ください。同じ内容を当協会 HP にも掲載しております。

3. まだ、更新手続きをなされていない方が多くいらっしゃいます。改めて会員更新手続きをお願いします。あなたの声を平成 24 年度制度改革に反映させるには、**会員数が最も力**になります。ご支援をお願いします。

編集後記

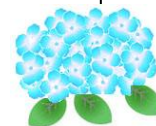
まずは、発行が遅れましたことにつき お詫びいたします。今後、再度このようなことが発生しないよう計画的な発行準備に心がけます。

さて、配送事業者は、状況を見て選択してお届けすることにしました。今回はポストウェイという実績のある会社です。配送の品質において、お気づきの点がございましたら事務局までお知らせください。

ワールドカップは決勝リーグに進出を決めました。おそらく 3 時半から TV のまえて応援された方が多いと思います。寝不足でのお仕事は、十分な注意が必要です。危険予知して、仕事に頑張ってくださいと思います。

サッカーの子等雨に立ちんぼ濃あじさい 森一枝 雑誌八千草より

T.Y



発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子
特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内
TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344
Email : jn.kcx_vau.nd@palette.plala.or.jp
HP : <http://www.saitama-cm.com/>

